

次期 SNA 改訂に係る AEG グローバリゼーションサブグループの検討課題<sup>1</sup>

内閣府上席主任研究官兼任総務省統計委員会担当室長 萩野 覚

## 1. はじめに

国民経済計算を作成する国際基準である System of National Accounts（以下、SNA という。）は、1953 年に初めて策定され、その後、1968 年、1993 年、2008 年に改訂されてきた。現在の国際基準である 2008 年の SNA 改訂（以下、2008SNA という。）は、1993 年の SNA 改訂（以下、1993SNA という。）から 15 年を経て行われており、仮にこの改訂間隔が踏襲されるとすれば、2023 年に次期改訂がなされることとなる。SNA 改訂は、国際連合の統計委員会に承認され正式なものとなるが、改訂案は、Advisory Expert Group（国際連合主導の専門家グループ。以下、AEG という。）で、さらには、国民経済計算に関する事務局間作業部会（ISWGNA）で作成・検討される。こうした関係筋からは、2025 年の次期 SNA 改訂を目指す、との声が聞かれるところである。

次期 SNA 改訂については、その動機を以下の点に要約できる。第一に、デジタル化やシェアリング

エコノミーといった経済の構造変化が生じていること、第二に、経済のグローバル化が進む中で国民経済計算に歪みが生じていること、第三に、国民経済計算だけでは人々の幸福度を捉えられないこと、である。2019 年には、AEG の下に、各々の改訂動機に沿って、デジタル化、グローバル化、幸福度に係るサブグループが作られ、各々、ユーロスタット、国際通貨基金（International Monetary Fund。以下、IMF という。）、経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development。以下、OECD という。）が事務局を務めることになった。

筆者は、グローバル化サブグループのメンバーとして、議論に参画している（下表は論点ペーパーの執筆者等）。同サブグループでは、既に、輸出入の評価方法のほか、多国籍企業や知的財産生産物の取り扱いについて議論が進められていることから、本稿では、その概要を示すとともに、今後の課題を整理することとする。

所属	氏名（敬称略）	役、論点ペーパーのテーマ
アイルランド統計局	Michael Connolly	共同議長
オーストラリア統計局	Paul Roberts	共同議長、経済的所有権と知的財産生産物の記録
ノルウェー統計局	Ann Lisbet Brathaug	多国籍企業・SPE の経済的プレゼンスと居住性
内閣府経済社会総合研究所	Satoru Hagino	輸出入の CIF-FOB 評価
米国民経済分析局	Dylan Rassier	多国籍企業内のフロー

<sup>1</sup> 本論文の作成にあたっては、総務省統計審査官付・山岸圭輔調査官、日本銀行国際局・中村慎也国際収支課長、同調査統計局経済統計課・守屋邦子企画役のほか、専修大学・作間逸男教授、立教大学・櫻本健准教授から有益なコメントを頂いた。しかし、本稿における誤りは、筆者に帰する。

## 2. 多国籍企業や知的財産生産物に係る論点について

### (1) 問題の所在

経済のグローバル化は、一国単位で付加価値等を捉えようとするSNA体系のアプローチに、様々な課題を投げかけている。例えば、多国籍企業が、企業全体の利益を意図的に集中させ、知的財産を所有する特別目的会社(Special Purpose Entities。以下、SPEという。)が集中的に設立されている国において国内総生産(Gross Domestic Product。以下、GDPという。)が大きく膨らみ、逆にそうしたことを目論む企業が所在する国においてGDPが萎む、といった問題がある。OECDの金融統計・国民経済計算ワーキングパーティーでは、そうした課題について議論を進めて来た。

例えば、先進国における経済成長率が低位に止まる中で、アイルランドでは、2015年に25%を超える経済成長を記録した。これは、米国プラットフォーム企業がアイルランドの子会社に利益を移したことによるものとみられ、必ずしもアイルランドの経済情勢を反映したものではない。

アイルランドのようなケースでは、グロスベースの国民所得(Gross National Income。以下、GNIという。)を見ることで、実態を伴わない企業活動の影響を排除できると考えられる<sup>2</sup>。GNIとは、GDPに海外からの要素所得受け取りを加算し、海外への要素所得支払いを控除したものと定義される。これは、GNIが、ある国の国民が行った経済活動を測ろうとするからであり、居住者である人や企業が、海外で労働をして得た所得や海外投資により所有するに至った子会社から受け取った配当を含め、逆に、非居住者である人や企業が、国内で労働をして得た所得や海外投資により所有され海外親会社へ支払った配当を含めないことになる。この結果、GNIは、アイルランドにある米国プラットフォーム企業の子会社から親会社である米国プラットフォーム企業への配当や再投資収益(配当として支払われたと擬制される内部留保部分)を含まないことから、アイルランドの子会社で実現した利益が含まれにくくなるのである。

また、米国プラットフォーム企業の子会社の利益をアイルランドのGDPに計上しない方法として、当該子会社を親会社である米国プラットフォーム企業に統合する

方法も考えられる。そうした統合により、子会社の利益や内部留保が全て米国のもものとなることから、アイルランドでは、異例な高成長は記録されなくなる。こうした方法は、ケイマン諸島等、SPEが多く設立されるオフショア国でも適用できるもので、知的財産を所有するSPEが集中する国においてGDPが大きく膨らみ、逆にそうしたことを目論む企業が所在する国においてGDPが萎む、という経済グローバル化による普遍的な問題を解決し得る方法とも言える。

さらには、米国プラットフォーム企業が、知的財産生産物をアイルランドに移すことによって利益を移転したという点に着目し、知的財産生産物自体を譲渡されたものではなくリースされたものとみなす方法も考えられる。そうした方法を採用すると、アイルランドから米国へのリース料が記録されることを通じ、アイルランドのGDPが減少し米国のGDPが増加することになる。

グローバリゼーションサブグループの事務局であるIMFは、そうした解決策について、複数の選択肢を提案している(Padma Sandhya Hurree Gobin and Jennifer Ribarsky (2019)、本論文はノルウェー統計局や米国分析局の論点整理ペーパーを再整理したもの)。そこで以下では、IMFから提示された選択肢について、詳細な検討を行うこととしたい。

### (2) 多国籍企業の統計的把握について

多国籍企業については、SNAにおいて取り扱いの枠組みを変更することは提案されていない。ただ、多国籍企業の重要性に鑑み、以下のような統計的把握への取り組みが提案されている。

- A. 現行のマクロ経済指標の中でヘッドラインを変更する。
- B. 現行の枠組みの下で詳細なデータを加える形で拡張する。
- C. これまでの取り組みを継続する形で統計整備を行う。

各々の提案の内容は、以下の通りである。

- A. 現行のマクロ経済指標の中で、ヘッドラインを変更する方法について

多国籍企業の国境を超えたフローが増加すると、GNIの重要性が増してくるほか、労働者送金等、国境を超えた移転が大きい国においては、これを含む国民総可処分

<sup>2</sup> アイルランドの経済統計見直しグループはGNI\*を開発したが、これは、知的財産生産物や、国際航空機リースに係る航空機のアイルランドへの国際移動の影響を排除すべく、内部留保の海外への還流やアイルランドに本社機能を移した企業を除くもので、GDPの代替指標となり得る。

所得（Gross National Disposable Income。以下、GNDI という。）が重要となる。そこで、SNA の力点を、GDP から GNI や GNDI に移して行くことが考えられる。

B. 現行の枠組みに、より詳細なデータを加える形で拡張する方法について

対象となる統計に応じて、以下のように詳細なデータを加える形での拡張が検討されており、制度部門別勘定、供給使用表（Supply Use Table。以下、SUT という。）、国際収支統計において、互いに整合的な外資・本邦企業の区分が設けられれば、多国籍企業について、包括的で首尾一貫したデータが利用可能となる。

① SUT の拡張：各産業分類において外資企業と本邦企業の区別を導入する。すなわち、グローバルバリューチェーンの分析深化や付加価値貿易指標の精度向上等を目的に、拡張供給使用表が OECD のイニシアチブにより整備されつつあるが、拡張の方向性として、外資子会社、海外子会社を持つ本邦の多国籍企業、海外子会社を持たない本邦企業に、一つの産業を区分する方法が検討されている。

② 国際収支統計の拡張：グローバル生産についてより詳細なデータを提供する。IMF 国際収支統計委員会の中に立ち上げられた、グローバルバリューチェーンに係る作業部会では、国際収支の財貨・サービス取引を、外資企業・本邦企業といった国籍で区分する方法が検討されている。国際連合も、グローバルバリューチェーンや多国籍企業の実態を明らかにすべく、グローバルバリューチェーン・サテライトアカウントの計上に係るガイドラインを提示している。

③ 制度部門別勘定の拡張：非金融法人企業部門や金融機関部門に多国籍企業の内訳部門を加える。この点、2007～2008 年の世界金融危機に対応した G20 データギャップイニシアチブでも、外国支配企業（foreign-controlled corporations）を独立して統計的に把握すべきとする 2008SNA の規定について、これを実現するよう奨励しており、2021 年を目途に、統計整備のためのデータテンプレートが準備されつつある。当該テンプレートには、国内の多国籍企業の統計的把握や本邦支配企業総計の統計的把握といったより詳細なデータも加えられている。

C. これまでの取り組みを継続する形で統計整備を行う方法について

現在のフレームワークにおける様々な指標に焦点を当てることにより、国際比較可能な形で補完的な情報を提供することが考えられる。例えば、直接投資の分野では、相手国別統計において、投資を実行する取引相手の投資

家により相手国を特定することとされているが、投資資金が迂回されるような場合、資金を提供する究極的な投資家により相手国を特定したデータが有用であると指摘されて来た。実際、OECD 直接投資統計は、究極的な投資家により国を特定した統計も提供している。また、IMF 国際収支統計委員会では、現在の居住者ベースの国際収支統計の補完として、多国籍企業に焦点を当てた、国籍ベースの国際勘定の作成について検討している。

### （3）SPE の取り扱いに関する選択肢の内容と評価

グローバリゼーションサブグループでは、SPE の取り扱いについて、次の選択肢が提示されている。

- A. 現行の枠組みを変更し SPE を統合する。
- B. 現行の枠組みの下で詳細データを提供する。
- C. これまでの取り組みを継続する形で統計整備を行う。

各々の提案の内容は、以下の通りである。

A. 現行の枠組みを変更し SPE を統合する方法について

SPE の統合を検討するにあたっては、SPE が制度単位として独立していると考えられるか否かが問題となる。すなわち、SPE の居住性は、SPE が法人化ないし登録された経済領域にあるとされるところ、SPE が親会社と同じ経済（国内）に法的に所在するのであれば、制度単位と看做されず親会社に統合されるのに対し、親会社と異なる経済（国外）に法的に所在するのであれば、制度単位と看做されることになる（2008SNA 4.56）。このように、SPE は、国内にあるか国外にあるかによって取り扱いが異なっており、一つの方法として、国外にある SPE を、国内にある SPE として分類することで、国外にある SPE も、親会社に統合する扱いとすることが考えられる。これにより、国内と国外の取り扱いが同等になる。

ただ、こうした取り扱いを行うにあたっては、国民経済計算や国際収支における居住者の定義を再検討する必要が生じる。すなわち、2008SNA や IMF 国際収支統計マニュアル第 6 版（Balance of Payments and International Investment Position Manual 6th edition。以下、BPM6 という。）において、制度単位の居住性は、強い関連を持ち、主要な経済的利益の中心が示される経済領域に属するとされている（BPM6 4.114）。SPE を親会社に統合するためには、SPE の経済的利益について、どのような場合に、法人化ないし登録された国に存在しないと云えるのかを詳細に議論する必要がある。

## B. 現行の枠組みの下で詳細データを提供する方法について

SPEの居住性について現行の枠組みを維持した上で、SPEを、活動している単位と切り離して統計的に把握する、という方法が考えられる。これは、制度部門の枠組みを、居住者SPEと非居住者SPEの内訳部門を加える形に変更することにより、SPEに焦点を当てた統計データを提供するものである。こうした取り組みは、国際収支統計マニュアル第6版や、OECD直接投資ベンチマークデフィニション第4版にもみられるものであり、幾つかの国では、そうした表章が可能とみられる。2018年10月のIMF国際収支統計委員会では、2021年までに、IMFが居住者SPEのデータ収集を行うことについて合意している。他方、非居住者SPEの特定が難しいとの指摘もあるが、米国BEAでは、非居住者SPEの推計値を提供している。

こうした取り組みにあたっては、SPEについての、国際的に合意された定義が必要となる。既に、IMF国際収支統計委員会では、SPEを用いた、国境を超えた資金のパススルーを把握することに重点を置きつつ、以下のようなSPEの定義を提案し、その類型化や分類を提示している。こうした定義が、SNAにおいても適当であるか否かは、今後の検討課題である。

- ① SPEは、居住者であり、正式に登録かつ/ないし法人化された、制度単位として認められる法的主体であり、その経済において、雇用者が皆無か僅少であり、物質的な実体がなく、物質的な生産がないもの。
- ② SPEは、その所有者に対し、資本市場や高度な金融サービスに対するアクセスを与えたり、所有者に金融リスクから隔離させたり、規制や税の負担を軽減したり、取引や所有者を秘匿するといった目的のために、受け入れた管轄地域によって提供された特定の便益を享受するために設立される。
- ③ SPEは、ほぼ専ら、非居住者と取引し、その金融バランスシートの大部分は国境を超えた債権債務から成る。

## C. これまでの取り組みを継続する形で統計整備を行う方法について

投資目的で国境を素通りする資金の取り扱いについて、2つの方法が提案されている。第一に、直接投資統計において、国民概念を組み入れ、素通りする資金を多国籍企業の国籍が所在する経済に統合することで、その資金について、誰が意思決定を行い、利益を享受し、リスクを負担するかを明らかにする方法が考えられる。こうした方法は、金融資産・負債がどこに所在するかという、

居住者ベースの統計の補完となる。第二に、Aの方法でSPEを統合した統計を、補完的な統計として提供する方法が考えられる。

## (4) 知的財産生産物の取り扱い

前述したアイルランドの高成長は、米国プラットフォーム企業等の多国籍企業が、自ら保有する知的財産生産物をアイルランドの子会社に移し、その結果、アイルランドに多額の知的財産生産物の利用料の受け取りが生じたことによるものである。そうした取引について、国民経済計算における扱いとして、知的財産生産物の譲渡という法的形式にも拘わらず経済的所有権の移転を認めず、米国プラットフォーム企業がアイルランドの子会社に知的財産生産物をリースしたものと擬制したらどうなるであろうか。その場合、アイルランドの子会社が受け取った知的財産生産物利用料の多くが、親会社である米国プラットフォーム企業等へのリース料の支払いとして記録されることとなる。国民経済計算では、アイルランドにおいて米国からのサービス輸入が、米国においてアイルランドへのサービス輸出が記録されることから、その分、アイルランドのGDPは減少し、米国のGDPは増加することになる。このように、知的財産生産物の国境を跨いだ移転を、リースという国際サービス貿易と擬制することにより、国民経済計算の歪みは、GDPにおいて補正されることになる。

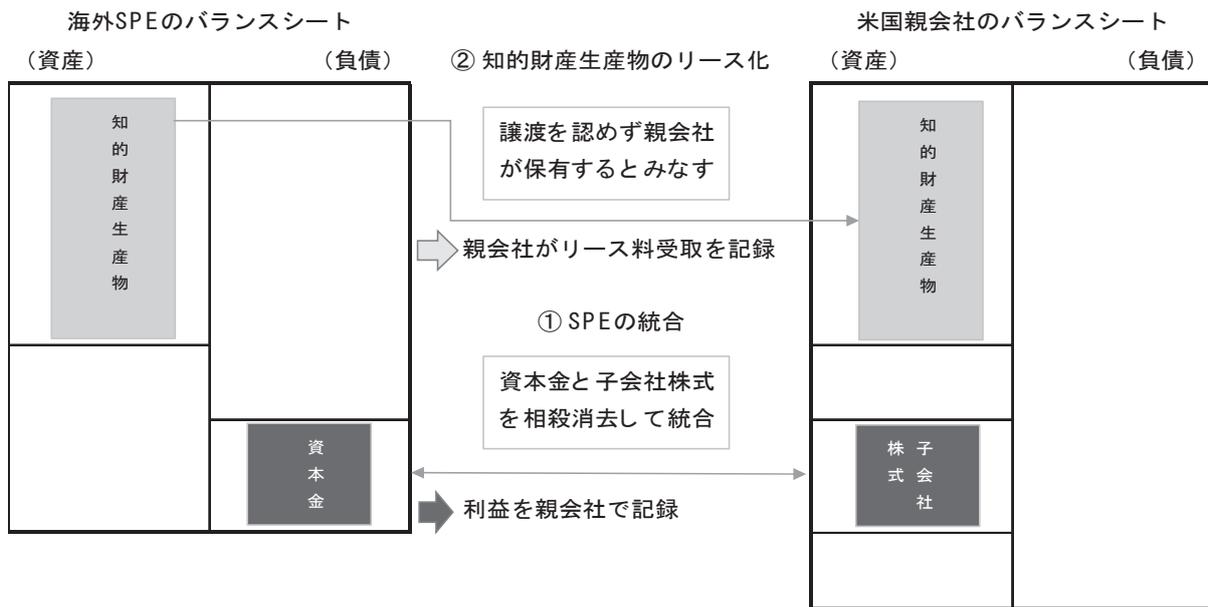
ただ、当該リース料の推計には実務的な課題がある。すなわち、リース料は、知的財産生産物の減耗と対応した金額を記録すべきであるが、知的財産生産物の減耗データを推計することは技術的に容易でなく、また、国際比較可能な方法論が見出されていない。

## (5) 多国籍企業や知的財産生産物に係る諸提案の評価

SPEの統合は、金融機関のみならず非金融法人企業までもが海外SPEを活用するに至った現状において、SPEによる国民経済計算（国際収支統計や直接投資統計も含む）の歪みをGNIの段階で正す方法として、検討に値すると考えられる。また、知的財産生産物の海外移転を、経済的所有権の見地からリースとして取り扱うことは、GDPの歪みを正すことに繋がる。そうした意味で、両方法は、何れもグローバル化に正面から対峙して国民経済計算の歪みを是正する方法として、評価できよう（図1参照）。

他方、SPEの統合や知的財産生産物のリース化は、国民経済計算の本来の役割に照らすと悩ましい方法とも言える。なぜならば、国民経済計算や国際収支統計は、取

図1 SPEの統合・知的財産生産物のリース化の概念図



引が国境を超えるか否かの区別に重きを置いて集計していく統計であるにも拘わらず、経済的利益の存在について極めて厳格に捉え SPE の親会社への統合を広範に認めるとすれば、国境の存在を軽視することになり、両統計の本来の役割に反することになる。また、知的財産所有権の経済的所有権の移転をみだりに認めないとするならば、国民経済計算において、取引の法的形式を否定する擬制をし過ぎる、との批判も生じかねない。

また、親会社に統合すべき海外 SPE がどれだけ存在するか、という点も疑問が残る。本邦企業がケイマン諸島等に設立した SPE のケースをみると、まず、本邦企業が海外に慈善信託を設立し、当該信託が SPE に資本投下するという形式を取るケースが多くみられる。このようなケースでは、親会社と海外 SPE との間に明確な資本関係が存在しないことから、両者を統合することはできない。これについても、経済実態としては資本関係が存在すると見做すことも考えられるが、資金の流れが複雑なケースでは判断が難しくなるであろう。

さらに、SPE の統合や知的財産生産物のリース化に係る実務的な課題を解決することは容易ではない。世界に数多ある SPE のデータについては、上記のように、その親会社の所在地において統計データを収集することが唯一の方法であると考えられ、その様態は、国際収支統計における再投資収益調査の拡張のようなものになると考えられる。この点、現状でも、再投資収益調査は、速報性等に課題があり、その拡張ということになれば、速報化の困難さはさらに増すであろう。また、SPE による歪みを正すためには、そうした調査結果を SPE が所在

する国でも利用しなければならないが、調査結果の国境を跨いだ共有について、課題を解決する必要が生じてこよう。さらに、SPE 等のバランスシートにしか存在しない知的財産生産物を統計的に捕捉することは、さらに困難と言える。

こうした状況は、海外諸国でも同様であるとみられ、IMF が 2020 年 5 月にアンケートを行い、16 の国・機関から回答を得たところでは、殆どの先が、海外 SPE の統計的把握や国内親会社への統合が実務的に困難と指摘している。EUROSTAT は、EU 諸国による SPE データの共有に取り組んでいることから、EU 域内では検討可能としつつ、EU 域外の国との共働は困難との回答であった。そうした中、英国とノルウェーは、海外 SPE の統合が望ましいとの考えであり、ノルウェーが実務的な困難さを指摘している反面、英国は実現可能としている。英国が、海外 SPE について、どのような情報を収集しているのか、今後、研究して行く価値がある。

この間、GDP から GNI へのヘッドライン変更については、一見、容易であるようにも見える。しかし、GNI の精度が、再投資収益の統計的把握に大きく依存しており、国境を越えた SPE の利用により、その依存度が益々増加するという事実を目を向ける必要がある。現状、再投資収益調査では、対外直接投資については親会社、対内直接投資については子会社から、何れも、国内の企業からデータを収集することが一般的であるが、SPE については、実体がないことから、SPE の親会社からデータを収集することが現実的であり、SPE のデータ収集に関する実務的な課題が、GNI の推計にもあてはまることに

なる。

最後に、多国籍企業に関する統計整備については、現行の枠組みを変えるものでないことから、実現可能性が高いように見える。しかし、何れの項目についても、現状では、各国の自主的な取り組みにゆだねられているものであり、強制力を持たないものであるため、世界的な統計整備には、相応のモメンタムが必要である。

### 3. 輸出入の評価方法の変更について

#### (1) 問題の所在

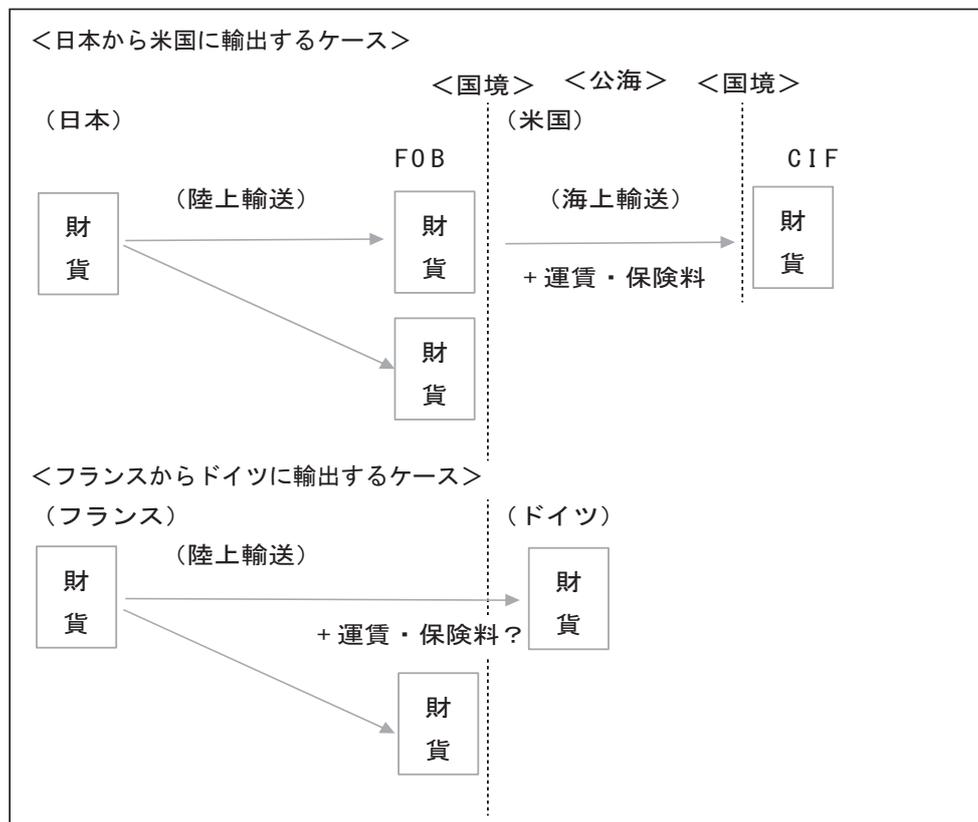
国際収支統計は、国際取引を包括的に記録する統計であり、一国の国民経済計算は、その国の国際収支統計を主要な基礎データとして、海外との取引を体系に取り入れている。しかし、国際取引の測定方法が、国民経済計算と国際収支統計との間で異なることが、従来から指摘されてきた。すなわち、国民経済計算では、売買当事者の合意に基づく様々は評価方法が認められているのに対し、国際収支統計では、輸出は本船渡し価格（Free on Board. 以下、FOB という。）、輸入は運賃・保険料込み価格（Cost, Insurance and Freight. 以下、CIF という。）という統一された評価方法とされている。

確かに、日本から米国に財貨を輸出するケースでは、財貨が公海を通り船賃や保険料が別途必要となることから、日本国内での取引と異なった財貨の評価を行うことも一定の意味があるであろう。他方、フランスからドイツに輸出するケースでは、国内と取引分には運賃を加えないが国際取引には運賃を加えるといった形で、フランス国内の取引と異なった扱いとすることは、やや違和感がある（図2参照）。

こうした違いは、既に、EUの貿易統計の不突合を議論するテクニカルグループにおいて取り上げられている。当該グループは、財貨貿易に関する統一された方法を提案することを目的とするものであり、1999年には、インボイスアプローチを提言するレポートを公表した。インボイスアプローチとは、インボイス価額、つまり現実に観察された取引価額で評価するというものであるが、これは、国際収支統計マニュアル（当時は第5版）と異なる内容であったことから、その際には採用は見送られた。しかし最近、EUにおいて、インボイスアプローチをFOBとCIFによる記録に代わる評価方法にすべきとの主張（Haan and Hermstra (2018)、Walter (2018)）が再度強まっている。

2008SNAの編集者であったAnne Harrison氏も、2013

図2 FOB・CIF、インボイス価格の概念図



年に開催された IMF 国際収支統計委員会において、同様の問題提起をしている<sup>3</sup>。その際、IMF は、FOB と CIF による記録が国際収支統計において永年培われて来たものであるとの理由から、問題提起に応えるような国際収支統計マニュアルの変更を提案しなかった経緯がある。しかし、最近の EU での議論を踏まえ、同委員会も、輸出入の評価方法を重要検討課題と位置付けるに至っている。

## (2) 現行の国際基準の内容

2008 SNA では、財貨の価値が運賃を含むか否かは、輸送の責任が輸出者と輸入者の何れにあるかに依存するとしている (2008SNA 14.68)。これは、国境を越える財貨の貿易は、売り手と買い手の間で取り決められた価額で記録すべき、ということである。この点、実は、SNA は、1993 年の改訂の折、運賃の取り扱いを変更している。1993SNA の前は、売り手から買い手に引き渡される財貨に係る運賃は、常に、財貨と切り離して把握することとされ、これが、基本価格と購入者価格の差の一部となっていた。1993 SNA は、この取り扱いを変更し、売り手と買い手の間で決められた価格が運賃を含む場合には運賃を認識せず、買い手の選択に任せることとした。この決定については、財貨の所有権の移転時点が取引の様態によって異なる、という点が論拠とされている (2008SNA 14.60)。

これと対照的に、BPM6 における財貨貿易の評価原則は、統一された評価時点における市場価額であり、その時点とは、財貨が最初に輸出される経済の税関国境であるから、当該市場価額は FOB ということになる (BPM6 10.30)。したがって、輸出者と輸入者の間で取り決められた取引価格が、運賃のほか、保険や税金を含む程度が異なっている (BPM6 10.31) としても、財貨の輸出は FOB で評価することになる。

SNA は、税関申告の利用が、国民経済計算や国際収支統計にとって必ずしも理想的ではない、との認識を示している (2008SNA 14.69)。すなわち、BPM6 の税関国境における輸出入の統一評価は、取引価格あるいは現実的に観察された価格で評価する、2008SNA の一般的な評価原則からの逸脱であると言える。

この点、BOP においても、マーチャントは FOB ではなく、当事者によって取り決められた取引価

格で評価することになっている (BPM6 10.44)。この提言を明確化すべく、「マーチャントに関する運賃・保険料の取り扱い、およびネットマーチャントの地域別計上」では、運賃・保険料は、財貨の売却価額に含め、これを切り離して計上する、と規定している。

輸送サービスの取り扱いに関しては、2008SNA は、非居住者の輸送業者を居住者の輸送業者と区別する扱いについて説明している (2008SNA 14.72)。すなわち、輸送の契約を結ぶのが輸入者であって、輸送業者が輸入者と同じ国の居住者でない場合、サービスの輸入が生じる。この場合、SNA では、理想的には、CIF 価額を財貨の価額と輸送サービスの価額に分離することが望ましい。他方、輸入者が輸送を引き受けるか、同じ国の輸送業者と契約を結ぶ場合、輸入が CIF で記録されていれば輸送サービスが計上されるが、実際には輸送サービスの輸入は存在しない。従って、財貨・サービスに係る経常収支を歪めないよう、輸送サービスの計上を打ち消すべく、擬制的な輸送サービスの輸出を計上することになる。

この点、Haan and Hermstra (2018)、Walter (2018) は、BPM6 の Box 10.3 に基づき、輸出入の CIF/FOB 価額は、国際的な輸送サービスのために収集されるデータと整合的ではないと指摘している。結局、輸送業者の居住性に係る情報がなければ、妥当な擬制ができず、CIF/FOB 調整は、現実の取引価額から逸脱し貿易収支の誤計上をもたらす、と警告する。

さらに、グローバルバリューチェーンの形成や貨物のコンテナ化を踏まえると、輸送業者の現在の取引慣行が、BPM が最初に CIF/FOB 調整を統一された評価方法と定めた頃の慣行と異なっている可能性がある。例えば、コンテナを利用すると、財貨は輸出者から輸入者へ、間断なく輸送されるが、BPM は、そうした間断のない輸送を主要な取引と看做していなかったと考えられる。BPM は、むしろ、殆どの財貨は、輸出者の国境において積み下ろされ、非居住者の貨物船に積み替えられると想定していると考えられるが、そうした想定が、時代遅れになっている可能性がある。

## (3) 輸出入の評価に関する選択肢の内容と評価

上記のように、運賃や保険料の取り扱いや、取引される財貨の評価に関し、BPM と SNA の間に不整合が存在するが、Ann Harrison (2013) は、この状況を改善する

<sup>3</sup> Anne Harrison 氏は、当時、次のような指摘をしている。第一に、運賃の FOB に対する比率は安定しており、これは、CIF の FOB への調整が、永年固定された比率によって行われていると示唆される。第二に、17 年をならずと、運賃の支払いが輸送費の受取りの 1.4 倍にあたり、0.4 倍の支払超過は、FOB の 1% に該当する。従って、運賃の支払超過を取り除くことによって、財貨貿易統計における輸出入の不突合が、1～2% から 0～1% に低減することになる。

方法として、以下の選択肢を提示している。

- A. SNA が、国内輸送の取り扱いを1993年改訂の前に戻し、輸送を財貨の価額に含ませず、常にサービスとして取り扱う。
- B. SNA を、非居住者との取引に関してBPM6と整合的になるよう変更する。
- C. SNA も BPM も変更せず、不整合を付属表で示す。付属表では、CIF の FOB への転換を示したうえで、擬制計上や財貨からサービスへの分類替えの額を明示する。
- D. BPM を変更し、評価方法を、インボイス価額（真正取引価格あるいは現実に観察された価格）に基づくものとする。

A～Dの選択肢について、その利点と欠点を勘案しつつ評価すると、以下のように整理できよう。

#### Aの方法について

SNAにおいて現状の方法が25年以上用いられていることを勘案すると、非現実的である。また、Aの方法が、運賃・保険料を切り分けることが鍵となることを踏まえると、BOPも、概念的に最も適当な価額を、FOBではなく、工場出荷価額（ex-work value）とする必要がある。

#### Bの方法について

SNA内での整合性を犠牲にして、SNAとBPMの整合性向上を図るものであり、国民経済計算専門家の支持を得られない可能性が大きい。また、BOPが、マーチャンティングにおいて、SNAのアプローチを取り入れており、これをどうするのかも考慮する必要がある。

#### Cの方法について

現実的でありコストが小さい。しかし、EUの専門家が提起した問題に答えていないほか、輸送業界の取引慣行の変化を反映しない。

#### Dの方法について

BPMとSNAの整合性を向上させるほか、輸送業界取引慣行を反映する。また、Anne HarrisonやEUの統計専門家が指摘したように、CIF/FOB調整を止めてBPMをSNAに合わせることで、相手国別貿易統計の不突合が低減する可能性がある。ただ、第25回国際収支統計委員会ではIMF統計局が指摘したように、CIF/FOB調整は、永年続いて来た取り扱いであり、Dの方法は、実現可能性が保証されなければ採用することはできない。この点、実現可能性は、データの利用可能性に依存することを勘案すると、BOP作成者に対し、インボイス価額（真正取引価格ないし現実に観察された価格）を得ることができると否か、確認することが有用であろう。

この点、世界税関機構（World Customs Organization、以下、WCOという。）の「WCO Guide to Customs Valuation and Transfer Pricing」（以下、WCO Guideという。）によれば、真正取引価格ないし現実に観察された価格は、税関において利用可能であると考えられる。これは、税関における評価方法がGATT（General Agreement on Tariffs and Trade 1994）第7条の適用合意に基づき、当該合意が、税関価額の基礎が取引価格であるとしているからである。その上で、WCO Guideは、多くの国が、輸入の90～95%を取引価額で評価している旨、指摘している。

#### （4）主要国の反応

2019年11月、主要国の国際収支統計や国民経済計算の作成者や国際機関を交えた形で、グローバルイノベーションサブグループの拡大会議がオンラインで行われた。事務局であるIMFによると、2019年10月のIMF国際収支統計委員会での問題が討議され、各国に意見を求めるIMFとOECDの共同サーベイの結果が示されたが、総じて、実務的な対応への懸念から、Dの選択肢への支持が殆ど得られず（Aの支持が20%、Bの支持が50%、Cの支持が30%）、国際収支委員会としては、概念・実務面からの検討を深め、より広範な国から実情を聴取することになった。これに対し、11月のサブグループ会議では、殆どすべての参加者が上記Dの選択肢を支持する結果となった。こうした状況の下、今後、サブグループ会議への参加者は、Dの方法の実現可能性を検討する一方、サブグループの事務局は、OECDと共同で各国における取り扱いについてサーベイを実施するほか、WCOと意見交換を行うこととなった。なお、当会議で出た主な意見は、以下の通りである。

- 多くの国では、CIF/FOB調整は、情報不足から統計的に適切な方法ではないと考えられており、現状は問題がある。各国によって取り扱いが異なることから、貿易の相手国別データの不突合の要因になっており、検討が必要である。
- インボイスデータが存在し、そうしたデータにアクセスできるような国では、Dの選択肢を適用できるであろうし、既に、そうしたデータを利用している国もある。
- Dの選択肢は、概念的には妥当であるが、実務的な課題を考慮すべき。
- 欧州と異なり、税関の情報が包括的でない国もあり、リソース不足も課題。税関当局からのデータ入手が課題となる国もあるであろう。
- WCOとコンタクトを取り、取引価格データの利用

可能性について、更なる情報を収集すべき。

- 概念面の議論もしっかり行うべきであり、CIF/FOB の概念は維持すべき。
- SNA の主要勘定や供給使用表の枠組みに与えるインパクトも考慮すべきである。
- SNA と BOP の整合性は重要だが、環境勘定のような他の分野の統計との整合性も重要である。

こうした議論を踏まえ、2020 年初に主要国に対するサーベイが行われ、22 か国から回答があった。その結果は、以下の通りである。

- ① 税関からのインボイス価額の入手が可能とする先：17 か国
- ② インボイス価額の利用により、国民経済生産の正確性が高まるとする先：12 か国
- ③ インボイス価額の利用により、貿易統計の不突合が改善するとする先：16 か国

このように、世界では、CIF/FOB ではなくインボイス価額で輸出入を評価する形に変更する流れが強くなっている。我が国では、税関のデータからインボイス価額を入手できる環境が整っていないよううかがわれるが、今後、国際的な議論に後押しされる形で、インボイス価額データの整備が進むことを期待したい。

#### 4. おわりに

本稿では、AEG のグローバリゼーションサブグループにおける検討項目について整理した。現時点では、BPM における輸出入の評価方法の変更、より具体的には、CIF/FOB ではなく取引価額で評価することで 93SNA との整合的を向上させる方向性、が AEG に提案されている。今後、AEG より、国連統計委員会や IMF 国際収支統計委員会への問題提起が行われるものと考えられる。他方、多国籍企業や知的財産生産物に係る論点については、問題認識は共有されているものの、具体的な解決策、つまり SNA や BPM の改訂の方向性については、未だコンセンサスが得られていない。今後、議論が進むに併せ、本刊において報告をすることとしたい。何れにしても、本稿を契機として、今後の SNA や BPM の改訂にあたり、我が国の専門家から有益な意見や提案がなされるようになることを期待したい。

#### (参考文献)

- Anne Harrison (2013), “FOB/CIF Issue in Merchandise Trade/Transport of Goods in BPM6 and the 2008 SNA” 25th meeting of the IMF Committee on Balance of Payments statistics.
- Mark de Haan and Leo Hiemstra (2018), “CIF/FOB recording of imports and exports in the national accounts and the balance of payments,” OECD Joint Meeting of the Working Party on Financial Statistics and the Working Party on National Accounts
- OECD (2018), “Addressing the challenges of globalisation in national accounts,” COM/SDD/DAF (2018)6
- Jens Walter (2018) “Measuring merchanting and international freight transportation costs in the Balance of Payments (BOP),” OECD Working Party on International Trade in Goods and Trade in Services Statistics
- Padma Sandhya Hurree Gobin and Jennifer Ribarsky (2019) “Treatment of multinational enterprises (MNEs), special purpose entities, identifying economic presence and residency and Intra-MNE flows,” AEG Globalization Subgroup